

委第4号議案

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年10月6日

提出者 議会運営委員長 小野 泰宏

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第75条第1項第4号中「事務局職員」を「議会局職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

議会事務局の呼称を議会局に改めるため、改正を行うものである。

## つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）新旧対照表

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第1条—第74条の8（略）<br/>（会議録の記載事項）</p> <p>第75条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）—（3）（略）</p> <p>（4）職務のため議場に出席した<u>議会局職員</u>の職氏名</p> <p>（5）—（15）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第76条（以下略）</p> | <p>第1条—第74条の8（略）<br/>（会議録の記載事項）</p> <p>第75条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）—（3）（略）</p> <p>（4）職務のため議場に出席した<u>事務局職員</u>の職氏名</p> <p>（5）—（15）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第76条（以下略）</p> |